

下関市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機対策方針

2020年5月18日

学生、教職員、保護者、地域のみなさまへ

公立大学法人 下関市立大学
理事長 山村 重彰
下関市立大学
学長 川波 洋一

5月14日、国は新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言について山口県や本市に隣接し特定警戒都道府県であった福岡県を含む39県を対象から外すことを決定しました。これにより、感染防止対策をとった上で段階的に社会経済活動を再開させることとなりました。

基本的な対処方針として東京、大阪等の特定警戒地域への移動の自粛や密閉・密集・密接を避ける新しい生活様式の定着が求められています。

これを受け、本学では引き続き感染予防には十分な配慮の上、施設の利用や学修上の規制を段階的に緩和します。

- ・ 春学期は遠隔授業による授業を原則とします。
- ・ 本学の学生に限り、居住地に拘ることなく学内の許可された施設の利用を認めます。
- ・ 遠隔授業の受講にあたり、受講環境が整わない学生を対象に、学内パソコン実習室の利用を、感染予防の配慮などの一定条件のもとで認めます。
- ・ キャリアセンターは、感染予防に配慮しつつ、一部業務を行います。
- ・ 附属図書館は、感染予防に配慮しつつ、一定条件のもとで貸出し等を再開します。
- ・ 相談支援センターでは、感染予防に配慮しつつ、一定の条件のもとで対面による面談を再開します。
- ・ 学内への立ち入りにあたっては、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある者の立ち入りは認めません。
- ・ 部活動やサークル活動は、引き続き全面禁止とします。
- ・ 教職員の特定警戒地域への出張は禁止します。また、その他の県外への出張については引き続き自粛することとします。
- ・ 学内会議については、引き続きオンライン会議やメール会議等の活用を継続します。

学生、教職員及び地域のみなさまの感染拡大防止への積極的な対応と協力により、現在まで本学からの感染者の発生事例はありませんでした。国は、このたび緩和の方向に舵を切りましたが、感染の再拡大の兆候がある地域についてはあらためて緊急事態宣言の指定を行うことを表明しております。このことを踏まえ、気を緩めることがないようお願いします。

なお、取り組み状況の詳細については、ホームページ等でお知らせします。

公立大学法人下関市立大学危機対策本部
電話 083-252-0288